

介護保険事業所に勤務している介護職員が、  
通信制の「介護福祉士実務者研修」を受講し終えた後に、  
事業所に対して、10万円を上限に受講費用を補助します。



補助定員  
20名

## 対象 事業所

- ・ 居宅サービス事業所  
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、  
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型サービス事業所  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、  
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、  
看護小規模多機能型居宅介護

※同一年度で1事業所あたり1名まで

## 補助 要件

- ・ 職員が介護福祉士実務者研修を終了していること。
- ・ 職員が研修申込時及び補助金申請時において事業所に就労していること。
- ・ 職員が今後も継続して市内の事業所に就労意欲があること。
- ・ 職員が将来、介護福祉士の資格取得に向けての向上心を持ち合わせていること。
- ・ 職員が勤務する事業所の所在が富山市内であること。
- ・ 研修の受講開始及び修了年度と補助金申請年度が同一であること。
- ・ 他の類似する助成、貸付等の制度を利用していないこと。

## 支援 内容

- ・ 研修の受講に必要な「受講料」「テキスト代」「講習保険料」等の  
研修修了まで必要な費用について最大10万円を補助。

※申請にあたって必要な書類などの詳細は下記へお問合せいただくか、ホームページでご確認ください。

# 介護福祉士実務者研修受講費用補助事業

(お問合せ) 富山市福祉保健部 介護保険課企画係

電話 076-443-2041

ホームページ <http://www.city.toyama.toyama.jp/>